

答 申 情 第 1 1 1 号
令 和 2 年 3 月 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年5月16日付け環循廃第30号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

産業廃棄物処分施設の図面等の公文書一部公開決定事案（諮問情第189号）

1 審査会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、別表5に記載の箇所については公開すべきであり、その余の部分为非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成31年2月22日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「京都市●●区の廃棄物処理会社「■ ■」が製造している廃棄物再生品、通称「再生砂」に関する書類全て」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、別表1のとおり「産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書【土壌洗浄・選別施設】」等（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成31年3月12日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当（詳細は別表2、3、4のとおり）

(3) 審査請求人は、平成31年4月12日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

公文書一部公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件請求がなされた際、処分庁は対象文書を特定するため、審査請求人に対して請求趣旨を確認したところ、「再生砂の製造に関し■■（以下「本件事業者」という。）が許可を得ているのであればその許可に係る資料、また、再生砂が廃棄物ではないと

いうことであれば、それが分かるような資料」を求めて請求されているとのことであった。

上記の請求趣旨を踏まえ、次の文書を本件公文書として特定した。

- ・産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書一式（以下「本件公文書1」という。）
- ・産業廃棄物処分業変更届出書一式（以下「本件公文書2」という。）
- ・測定分析結果報告書，計量証明書，濃度計量証明書，試験成績書，検査結果報告書（以下「本件公文書3」という。また，「本件公文書1」，「本件公文書2」及び「本件公文書3」をまとめて「本件公文書」という。）

ア 本件公文書1について

本件公文書1は，本件事業者が，再生砂の製造を行うに当たって産業廃棄物処分業（中間処理）許可に係る事業範囲及び事業の用に供する施設を変更するために処分庁に対して提出した申請書であり，再生砂の製造に関しての許可に係る文書に相当するものである。

本件公文書1は，「決定書」，「産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書」，「中間処理施設設置場所の位置図（付近見取図），写真（様式22号）」，「処理方式・処理工程（指定様式1号）」，「混合廃棄物選別処理設備 フローシート（非汚染系廃棄物）」，「施設の構造及び設備の概要（指定様式2号）」，「カタログ」，「施設の配置図，構造図，平面図，立面図等の図面，保管面積・容量に関する計算書」，「処理施設の処理能力計算書」，「処理する廃棄物及び保管施設の概要（指定様式3号）」，「排水の処理方法（指定様式5号）」，「維持管理マニュアル」及び「安全衛生管理規定，安全作業マニュアル，点検票）」で構成されている。

イ 本件公文書2について

本件公文書2は，本件事業者が，再生砂の製造を行うに当たって産業廃棄物処分業（中間処理）許可に係る事業の用に供する施設を変更するために処分庁に対して提出した届出書であり，再生砂の製造に関しての許可に係る文書に相当するものである。

本件公文書2は，「産業廃棄物処分業変更届出書」，「グラベルスクラバー[全体図]」，「混合廃棄物選別処理設備 フローシート」，「カタログ」，「能力計算書」，「設置図（平面図）」及び「処理する廃棄物及び保管施設の概要（指定様式3号）」で構成されている。

ウ 本件公文書3について

本件公文書3は，産業廃棄物からリサイクルした土砂（再生砂）に含まれる有毒物質の濃度や土砂を構成する物質の組成を調査した結果の証明書であり，再生砂が

産業廃棄物ではなく有価物であることを裏付ける資料である。このうち計量証明書及び試験成績書については、京都市が検査を行ったものと、本件事業者が検査を行ったものの双方が存在する。

(2) 本件審査請求について

本件審査請求において、審査請求人が、非公開としたことを不服としているのは、審査請求書の記載及び審査請求人への確認により、「産業廃棄物処理施設（以下「本件産業廃棄物処理施設」という。）のレイアウト等」に関する以下のア～オまでの部分（以下「廃棄物処理施設情報」という。）並びに計量証明書及び試験成績書のうち以下のカの部分（以下「計量事業者情報」という）であると解する。

- ア 土壌洗浄・選別施設及び汚泥脱水施設の排水処理・循環利用システムの各種図面
 - ・本件公文書1中の「施設の配置図，構造図，平面図，立面図等の図面」
 - ・本件公文書2中の「設置図（平面図）」
- イ 施設の構造等に係る情報（土壌洗浄・選別施設の構造）
 - ・本件公文書1中の「施設の配置図，構造図，平面図，立面図等の図面」
 - ・本件公文書2中の「グラベルスクラバー全体図」
- ウ 処理能力に関すること
 - ・本件公文書1中の「施設の配置図，構造図，平面図，立面図等の図面」及び「処理施設の処理能力計算書」
 - ・本件公文書2中の「能力計算書」
- エ 土壌洗浄・選別施設の処理フロー
 - ・本件公文書1及び本件公文書2中の「混合廃棄物選別処理設備フローシート」
- オ 施設の管理等に係る情報
 - ・本件公文書1中の「維持管理マニュアル」及び「安全衛生管理規定，安全作業マニュアル，点検票」
- カ 計量事業者の名称，住所，電話番号，登録番号
 - ・本件公文書3中の「計量証明書」及び「試験成績書」のうち事業者検査分

以下、審査請求人が非公開を不服と主張する廃棄物処理施設情報及び計量事業者情報が、条例上の非公開情報に該当する理由について述べる。

(3) 条例第7条第2号の該当性

産業廃棄物の処理業者が、事業活動により正当な利益を得ることは、営業の自由として日本国憲法で保障された権利であり、産業廃棄物を処理し、再生品（リサイクル品）を製造する工程については、個々の業者の技術的ノウハウに基づいており、これ

により事業活動の収益を得ている。

廃棄物処理施設情報は、再生品の製造のための機械の種類及び配置並びに特殊な製造工程や安全管理体制などの詳細にわたる記載であり、本件事業者が再生品の製造のため、独自に開発した技術的ノウハウに属する情報である。当該情報が公開された場合、設備性能をはじめ、設備の運転方法、再生品の製造方法などが判明し、他の事業者が、これを模倣することにより、開発に係る時間、費用、労力等を要することなく、容易に同様の事業活動を実施することが可能となる。その結果、本件事業者は、独自の技術的ノウハウを侵害されることにより、同種の事業における競争上の地位が脅かされ、顧客を奪われる等の営業上の利益を失う相当程度の蓋然性がある。

計量事業者情報は、本件事業者が検査実施を依頼した事業者を指し示す情報である。一般に、法人等は、独立した事業活動を行っており、当該法人等が誰とどれだけの金額で契約するのといった取引に関することをはじめ、人、物、金などの自らの経営資源をどのように配分・活用し、どのように団体を運営していくかは、当該法人等の営業戦略上の自由に属する。法人等の取引先は重要な営業情報であり、取引先に関する情報は本件事業者の同業者等にとっても相当の価値を有するものと推測され、公にすることにより、当該法人等の事業活動に不利益を与えるおそれがある。

以上により、廃棄物処理施設情報及び計量事業者情報は、条例第7条第2号が非公開と定める「公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの」に該当すると考える。

(4) 非公開の範囲の考え方

ア 産業廃棄物を処理し、再生品（リサイクル品）を製造する工程が事業者の技術的ノウハウに属するとしても、その全てが独自に開発されたものであるとは必ずしもいえない面がある。

そこで、今回、産業廃棄物を選別等により処理する工程の概要については、本件事業者の独自の技術的ノウハウには至らない一般的な技術情報であると認められることから原則公開し、製品（リサイクル品）として売却する処理後物の品質を左右する情報については、明らかに製造、加工等の過程に係る独自の技術的ノウハウであると認められることから非公開とし、非公開範囲を最小限とするよう検討した上で、一部公開決定を行った。

項目ごとの非公開理由については、以下のとおりである。

(ア) 製品の品質を左右する主要機器の図面等（(2)ア～ウに該当）

産業廃棄物処分業の許可の申請時等に提出させている「指定様式2号 施設の構造及び設備の概要」は、全て公開とした上で、その内容を補足する説明資料として添付された各種機器の図面（(2)アイ）や能力計算書（(2)ウ）について、再生

品（リサイクル品）に関する機器等の細かい仕様部分のみ、非公開とした。

当該プラントは、事業者がメーカーにオーダーメイドで発注したものであり、機器の細かい設定や仕様について、技術的ノウハウが含まれる。そのため、機器の概要を公開した上で、汎用的な機器や製品の品質を左右しない機器についても公開し、製品の品質を左右する各種機器の細かい仕様に限り、非公開とした。

(4) 施設の処理フロー等 ((2)エオに該当)

産業廃棄物処分業の許可の申請時等に提出させている「指定様式1号 処理方式・処理工程」は、全て公開とした上で、その内容を補足する説明資料として添付された「混合廃棄物選別処理設備フローシート」((2)エ)や、「維持管理マニュアル」((2)オ)は、製品の品質に係るため、非公開とした。

当該施設は、「土壌洗浄・選別施設」という複合的な施設である性質上、各種機器の性能だけでなく、機器自体の接続方法や配置についても、製品の品質を左右する技術的ノウハウが含まれる。当該フローシートは、概略的なフローではなく、細かい機器設定（ふるい等のメッシュの大きさや各種機器の能力等）や各種機器の接続状況が記載されている。また、当該維持管理マニュアルや点検票には、各種機器の運転方法や、能力情報が詳細に明記されている。

以上の情報は、製品（リサイクル品）として売却する処理後物の品質を左右する技術的ノウハウであり、競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものであると考え、非公開とした。

(ウ) 計量事業者の名称等

製品（リサイクル物）として売却される処理後物の分析結果は、公益性が高いと判断しすべて公開とした上で、分析を実施した事業者の名称や住所等((2)カ)は、事業者間の自由な意思に基づいて行われた取引情報であり、公開により本件事業者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため、非公開とした。

イ 本市では、従前より、再生品（リサイクル品）の品質を左右する情報については、非公開範囲を慎重に判断し、最小限にとどめるよう比較衡量している。

審査請求人より、他都市の公開状況が参考資料として提出されたが、廃棄物の処理概要として本市が公開している範囲の内容であり、今回の事例の参考資料とはならないと考える。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 実施機関は公文書中の産業廃棄物処理施設のレイアウト等を不開示にしている。
廃棄物行政は身近な環境にかかわる行政であり、その運用は私たちの生活と密接に関ってくると言わざるを得ない。それゆえ、公共の福祉の観点からも、より透明度の高い施策を確保する為実施機関は積極的に行政文書を公開すべきである。
- (2) 弁明書の不開示理由は抽象的であり具体的かつ客観的ではないので例外で有るべき不開示の理由に該当しない。
今般公開することにより具体的にどのような内容が有り非公開とするのか示す必要性が認められなければ、今後全ての情報を抽象的な理由で実施機関が非公開とするようになってしまう。実施機関はもっと具体的に非公開理由を説明すべきである。
- (3) 私が請求した最も最近の開示文書を参考の為添付する。兵庫県の事例ではあるが、その他大阪府等でも同様に産業廃棄物処理施設に関係する文書は印影や個人情報を除きすべて公開されている。
公開・非公開の判断が実施機関にゆだねられているとはいえ、余りにも京都市が独善的な判断（非公開部分が多い）をされるのは、行政の公平性の観点からも許されるものではない。
- (4) 実施機関の「弁明書」は無理な理屈をつけて不開示理由を述べているだけであるから、実施機関が全ての情報を開示しなければ、京都市情報公開条例に違反するだけでなく著しく社会正義に反する。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

- (1) 本件審査請求の争点について
ア 本件審査請求の争点となる非公開部分は、審査請求書の記載内容、処分庁による審査請求人への確認の結果、及びその後の反論書において特段その点に言及がなか

ったことから、別表2の項番「2」「4」「5」「6」「7」、別表3の項番「2」「3」「4」「5」、別表4の項番「2」であると認められる。

イ これら非公開部分は、いずれも処分庁が条例第7条第2号に該当するとして一部公開決定を行ったものであり、一方審査請求人は、非公開理由は抽象的であり非公開の理由に該当しない旨主張するので、この点について検討する。

(2) 本件公文書について

ア 審査請求人は、本件請求における公文書公開請求書で「京都市●●区の廃棄物処理会社「■」が製造している廃棄物再生品、通称「再生砂」に関する書類全て」と記載している。

イ 本件請求に対して処分庁は、審査請求人に請求趣旨を確認したうえで文書特定をしており、本件公文書は、別表1に掲げる文書であると認められる。

(3) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位を明らかに害すると認められる情報が記録された公文書について、非公開とすることを定めたものである。本号に該当するか否かの判断を要するものには、製造、加工等の過程に係る技術上のノウハウ、営業活動上の秘密、信用力や専ら法人等の内部に関するもののほか、法人等の名誉、社会的評価などが損なわれると認められるものとされている。

イ 当審査会は、上記(1)アの非公開部分が含まれている文書を確認したうえで、その情報の性質から文書を次の4つの種別に区分して、以下検討を行った。

(ア) 図面、処理フローシート及び処理能力計算書

(別表2の項番「2」「4」「5」「6」、別表3の項番「2」「3」「4」「5」)

(イ) 維持管理マニュアル

(別表2の項番「7」)

(ウ) 安全衛生管理規定、安全作業マニュアル及び点検票

(別表2の項番「7」)

(エ) 計量証明書及び試験成績書

(別表4の項番「2」)

ウ 図面、処理フローシート及び処理能力計算書の非公開部分について

- (ア) 処分庁は、各種機器の図面及び処理能力計算書について、「当該プラントは、事業者がメーカーにオーダーメイドで発注したものであり、機器の細かい設定や仕様について、技術的ノウハウが含まれる。」「再生品の製造のための機械の種類及び配置並びに特殊な製造工程・・・の詳細にわたる記載であり、本件事業者が再生品の製造のため、独自に開発した技術的ノウハウに属する情報である。」と主張している。
- (イ) 本件産業廃棄物処理施設は、「混合廃棄物選別施設」「廃プラスチック類破碎施設」「石膏ボード剥離施設」「ガレキ類破碎施設」「汚泥固化処理施設」「木くず破碎設備」「汚泥脱水施設」「土壌洗浄・選別施設」からなる複合的な施設である。処分庁によれば、オーダーメイドのプラントは、これらの施設のうち、「土壌洗浄・選別施設」であり、ここで有価物である再生砂を生成している。処分庁は、「土壌洗浄・選別施設」における図面及び処理能力計算書の全てを非公開としたものではなく、汎用的な設備など製品の品質を左右しない機器に関しては公開し、技術的ノウハウを有する特殊な設備に関する情報を非公開としている。
- (ウ) 当審査会が当該非公開部分を見分したところ、そこには仕様を含めた特殊とされる設備の情報や汚泥・混合廃棄物洗浄選別システムにおける各種機器がどのように接続、配置されているかが、かなり詳細に分かるものであった。
- よって、これら非公開とした情報は、本件事業者の独自の技術に関する情報であり、公にすることにより他の事業者が模倣することで、本件事業者の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するものと言える。
- (エ) また、処理フローシートについて、処分庁は「概略的なフローではなく、細かい機器設定（ふるい等のメッシュの大きさや各種機器の能力等）や各種機器の接続状況が記載されている。」とし、製品の品質を左右する技術的ノウハウであると主張している。
- (オ) 当審査会が処理フローシートの非公開部分を見分したところ、そこには混合廃棄物から選別処理、中間処理され再生品ができるまでの流れが示されており、各設備における所要時間や処理能力、各種機器の接続状況等がかなり詳細に記載されていることが確認できた。
- (カ) よって、当該非公開部分は、上記(ウ)と同様に、本件事業者の独自の技術に関する情報であるとして条例第7条第2号に該当するものと判断する。

エ 維持管理マニュアルの非公開部分について

- (ア) 処分庁は、維持管理マニュアルには「各種機器の運転方法や、能力情報が詳細に明記されている。」とし、一部を非公開としている。
- (イ) 当審査会が当該非公開部分を見分したところ、本件産業廃棄物処理施設を構成する8つの施設、それぞれで行われる処理内容等が示されていることが確認できた。

(ウ) 処分庁が非公開とした各施設のうち、「土壌洗浄・選別施設」の処理内容には、上記ウ(オ)の処理の流れが分かる内容が含まれており、当該部分は上記ウ(カ)で判断したとおり条例第7条第2号に該当すると認められるが、これ以外の処理内容は至極一般的な内容であって、公になったとしても本件事業者の正当な利益を明らかに害するとは言えないものと判断する。

オ 安全衛生管理規定、安全作業マニュアル及び点検票（以下「安全衛生管理規定等」という。）の非公開部分について

(ア) 処分庁は、安全衛生管理規定等には施設の管理手法等が記載されているとの理由で、一部を非公開としている。

(イ) 当審査会が当該非公開部分を見分したところ、安全衛生に係る作業の内容や設備点検の内容等の記載が認められた。

(ウ) 当審査会が事務局をして確認させたところ、処分庁はこれら非公開部分について、法人の内部情報として非公開と判断したとのことであった。しかし、法人の内部情報であったとしても、必ずしも条例第7条第2号に該当するものではなく、公にすることにより当該法人の正当な利益を明らかに害すると認められる情報のみを非公開とすべきである。

(エ) 当審査会としては、当該非公開部分の全てが一般的な内容であって、公になったとしても本件事業者の正当な利益を明らかに害するとは言えないものと判断する。

カ 計量証明書及び試験成績書（以下「証明書等」という。）の非公開部分について

(ア) 証明書等において、双方が争っている非公開部分は、本件事業者が計量証明等の事業者から得た証明書等に記載されている当該事業者の名称、所在地、電話番号、FAX番号及び登録番号（以下「名称等」という。）である。

(イ) 処分庁は、「発注事業者及び委託先である計量事業者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。」との理由で名称等を非公開としている。

この点、当審査会が事務局をして処分庁に確認させたところ、「その具体的な可能性としては、本件事業者と競合関係にある同業他社が、本件事業者の業務を妨害する意図をもって、計量証明等を行った事業者に対して本件事業者と取引を行わないよう圧力をかけることなどが考えられる。」とのことであった。

しかしながら、計量証明等を行う事業者は少なからず存在するのであって、そのような事態が現実的に生じるかは疑問である。

(ウ) また、証明書等の文書の性質からいえば、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明するものであるから、一定の公共性を有するものとするのが自然である。

証明事業者の登録番号は、計量証明の事業を行おうとする者が、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けて取得する番号であるから、事業者名が公開となる前提では非公開とする理由はない。

(エ) よって、証明書等に記載されている事業者の名称等が公になったとしても、当該事業者の正当な利益を明らかに害するとは言えず、条例第7条第2号に該当しないと判断する。

(オ) なお、当審査会が証明書等を見分する中で、証明を行う事業者がその業務の一部を外部の事業者に委託しているものも確認できたが、外部の事業者の名称等についても、上記(エ)で判断したとおり公開すべきである。

(4) なお、当審査会が非公開を妥当と判断した情報には、条例第7条第2号ただし書にある「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するものはなかった。

(5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表1 本件公文書の件名

	件名
本件公文書1	<p>産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書【土壌洗浄・選別施設】(決定書含む)</p> <p>決定書</p> <p>産業廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書</p> <p>中間処理施設設置場所の位置図(付近見取図), 写真(様式22号)</p> <p>処理方式・処理工程(指定様式1号)</p> <p>混合廃棄物選別処理設備 フローシート(非汚染系廃棄物)</p> <p>施設の構造及び設備の概要(指定様式2号)</p> <p>カタログ</p> <p>施設の配置図, 構造図, 平面図, 立面図等の図面, 保管面積・容量に関する計算書</p> <p>処理施設の処理能力計算書</p> <p>処理する廃棄物及び保管施設の概要(指定様式3号)</p> <p>排水の処理方法(指定様式5号)</p> <p>維持管理マニュアル</p> <p>安全衛生管理規定, 安全作業マニュアル, 点検票</p>
本件公文書2	<p>産業廃棄物処分業変更届出書【土壌洗浄・選別施設】</p> <p>産業廃棄物処分業変更届出書</p> <p>グラベルスクラバー [全体図]</p> <p>混合廃棄物選別処理設備 フローシート</p> <p>カタログ</p> <p>能力計算書</p> <p>設置図(平面図)</p> <p>処理する廃棄物及び保管施設の概要(指定様式3号)</p>
本件公文書3	<p>測定分析結果報告書</p> <p>計量証明書(京都市検査分)(事業者検査分)</p> <p>濃度計量証明書</p> <p>試験成績書(京都市検査分)(事業者検査分)</p> <p>検査結果報告書</p>

別表2 本件公文書1の非公開部分及び非公開理由

項番	非公開部分	非公開理由
1	法人の印影	公開することにより、申請者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため(条例第7条第2号及び第4号に該当)。
2	土壌洗浄・選別施設の処理フロー	技術的ノウハウが含まれており、製品として売却する処理後物の品質を左右する情報等が記載されていることから、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため(条例第7条第2号に該当)。
3	法人担当者氏名等(住所、認定番号、印影等の個人が特定され得る情報を含む。)	氏名については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため(条例第7条第1号及び第2号に該当)。 住所、認定番号等については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため(条例第7条第1号に該当)。 公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため(条例第7条第1号及び第4号に該当)。
4	土壌洗浄・選別施設及び汚泥脱水施設の排水処理・循環利用システムの各種図面情報	技術的ノウハウが記載されており、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため(条例第7条第2号に該当)。
5	処理能力に関すること	技術的ノウハウが記載されており、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため(条例第7条第2号に該当)。
6	施設の構造等に係る情報(土壌洗浄・選別施設の構造)	技術的ノウハウが含まれており、製品として売却する処理後物の品質を左右する情報等が記載されていることから、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため(条例第7条第2号に該当)。
7	施設の管理等に係る情報	技術的ノウハウを含む施設の管理手法等が記載されており、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため(条例第7条第2号に該当)。

別表3 本件公文書2の非公開部分及び非公開理由

項番	非公開部分	非公開理由
1	法人の印影	公開することにより、申請者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため（条例第7条第2号及び第4号に該当）。
2	施設の構造に係る情報 （土壌洗浄・選別施設の構造）	技術的ノウハウが記載されており、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）。
3	土壌洗浄・選別施設の 処理フロー	技術的ノウハウが含まれており、製品として売却する処理後物の品質を左右する情報等が記載されていることから、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）。
4	処理能力に関すること	技術的ノウハウが記載されており、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）。
5	土壌洗浄・選別施設及び 汚泥脱水施設の排水 処理・循環利用システム の各種図面情報	技術的ノウハウが記載されており、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあるため（条例第7条第2号に該当）。
6	法人担当者氏名	氏名については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第7条第1号及び第2号に該当）

別表4 本件公文書3の非公開部分及び非公開理由

項番	非公開部分	非公開理由
1	計量事業者の社印の印影, 計量事業者の従業員の氏名, 計量事業者の従業員の個人 印の印影	<p>計量事業者の社印の印影については、公開することにより、計量事業者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため（条例第7条第2号及び第4号に該当）。</p> <p>計量事業者の従業員の氏名については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、計量事業者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第7条第1号及び第2号に該当）。</p> <p>計量事業者の従業員の個人印の印影については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、財産等の保護、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがあるため（条例第7条第1号及び第4号に該当）。</p>
2	計量事業者の名称、住所、電 話番号、登録番号	<p>計量事業者の名称、住所、電話番号、登録番号については、公開することにより、発注事業者及び委託先である計量事業者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため（条例第7条第2号に該当）。</p>

別表5 公開すべきと判断した箇所

項番	公文書の件名	指定箇所
1	維持管理マニュアル	<p>「Ⅱ 個別事項」の以下の箇所</p> <p>1 から 8 までの施設の名称, 1 から 8 までの施設名称の直下にある 2 つの項目名, 1 から 7 までの施設における処理内容を示した箇所全て, 8 の施設における処理内容を示した箇所のうち 2 行目 2 2 文字目から 3 行目最後まで</p>
2	安全衛生管理規定, 安全作業マニュアル及び点検票	非公開箇所全て
3	計量証明書 (事業者検査分), 試験成績書 (事業者検査分)	事業者の名称, 所在地, 電話番号, F A X 番号, 登録番号

(参 考)

1 審議の経過

- 令和元年 5月16日 諮問
- 6月17日 諮問庁からの弁明書の提出
- 6月24日 審査請求人からの反論書の提出
- 10月29日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和元年度第5回会議）
- 12月11日 審議（令和元年度第6回会議）
- 令和2年 1月22日 審議（令和元年度第7回会議）
- 3月 3日 審議（令和元年度第8回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 曾我部 真裕）